

平成27年度第6回協働支援会議

平成28年2月9日（火）午後1時30分

第一分庁舎7階 研修室B

出席者：久塚委員、宇都木委員、関口委員、衣川委員、竹井委員、渡邊委員、伊藤委員、
井下委員

事務局：地域調整課長、小宮山協働推進主査、高橋主任、勝山主事

久塚座長 では、定足数を満たしていますので始めたいと思います。資料確認を事務局、
お願いします。

事務局 それでは資料の確認をさせていただきます。まず、資料の1番「協働事業提案
制度に関する今後の課題について」、資料2が「協働事業提案募集スケジュール」、資料3
が「事業提案企画書（案）」、資料4が「協働事業提案課題設定書（案）」、そして資料5が
「NPO活動資金助成 評価の目安と通過規準」となっております。

次に、資料6は「協働事業提案制度 評価の目安と通過基準」、資料7は「協働事業提案
審査基準（案）」、資料8は「平成28年度協働推進基金NPO活動資金助成 スケジュー
ル表（案）」、資料9は「平成28年度協働推進基金NPO活動資金助成実施要領兼手引き
（案）」、資料10は「NPO活動資金助成対象事業の注意点等について（案）」となってお
ります。

それから、新宿スポーツ環境推進プロジェクトのスポーツ教室と、働きやすい職場づく
りの情報発信事業のセミナーのチラシをお配りさせていただきました。

資料は以上となります。

久塚座長 最初は資料1から4までを使うことになると思うのですがけれども、主には資
料1で黄色い網掛けが入ったもの。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは資料1をご覧ください。12月に区長に提出していただきました協働
事業提案審査報告書に記載された今後の課題について左側に記載し、キーワードを黄色で
網掛けしてあります。その右側には、今後の取り組みの方向性を事務局案としてお示し
しています。それでは、資料1に基づき、説明をさせていただきます。

まず、(1) 事業の募集にあたって。「制度の周知」ということで、①として、27年度
は提案件数が4件で、26年度より10件減少しました。減少した理由の分析を行うとと

もに、引き続き、協働事業についての説明会や協働事業の成果の発表の場を設定し、ホームページや広報紙等も利用して「協働事業提案制度」について広く周知することが大切です。また、正式名称のほかに親しみやすい名称をつけるなど制度についてわかりやすく発信していく工夫が必要ですよというご意見をいただきました。これに対しまして、今後の取り組みの方向性ということで、提案が減少した理由の一つには、区からの課題提起が1テーマに減ったことが考えられるので、課題の掘り起しに力を入れ、4月の庶務担当課長会、協働推進員会議で課題提起と協働事業提案制度への協力を依頼していきます。また、広報なのですが、これまで広報紙で周知してから提案制度説明会までの期間が短かったことがありましたので、来年度は5月15日号から5月5日号に広報の時期を早めて、提案制度の周知期間を長くし、提案制度説明会に参加しやすくします。

ここで資料2をごらんください。「協働事業提案募集スケジュール」ということで、27年度と28年度のスケジュールを並べて書いてあります。27年度は区の広報の5月15日号に載せて1週間たたないところで提案制度説明会が行われていたところ、28年度は広報に掲載して10日以上期間を置いてから説明会を実施しますので、都合をつけられる方も増えるかと思えます。

説明を聞くことにより、提案内容の理解を深めていただき、質の高い提案となることを目指していきます。

協働事業提案制度につきましては、引き続き、区のホームページ、区の広報、提案制度説明会、協働事業報告会、地域センターなどでのポスター・チラシによる周知、新宿NPO協働推進センターの利用者を通じたNPO等への呼びかけ、他区のNPOセンターへの情報提供をするとともに、冊子「Let's新宿協働」による紹介などにより、わかりやすく情報発信をしていく工夫をいたします。新しい「Let's新宿協働」を今作成しておりますが、漫画やたくさんの写真を入れまして、わかりやすいものとなっております。

次に(2)NPO等からの事業提案にあたって。「事業提案書式の工夫」ということで、①として、3年間の事業実施スケジュールがより把握しやすくなるように、書式を工夫することが必要ですよ、というご意見をいただいております。こちら、お配りしました資料の3をご覧ください。事業提案企画書の案となっており、記載例として注意点も四角囲みで入っております。実施スケジュールについては四半期ごとの進捗状況がわかるような工程表を記載してくださいと明記してありまして、2年目、3年目にも実施スケジュールを記入するように記載がございます。提案の段階では、まずきちんと四半期ごとのスケジュー

ールがつけられることが必要と思われるので、説明会や事前相談のときなどに記載について周知徹底を図っていきたいと考えています。

次に「提案団体へのアドバイス」ですが、②といたしまして、行政との協働についての基本的な考え方、団体のミッション及び活動実績との関連について説明することが必要であり、区民参加・協働によって得られる効果を具体的に示すことが大切であるというご意見がありました。こちらにつきましては、やはり先ほどの資料3の事業提案企画書の中に、協働の必要性と課題解決の手法・形態や提案事業の目的の欄がありますので、できるだけ細かく書いていただくように、説明会や事前相談の中で周知徹底を図っていくことで対応したいと思います。

③にいきまして、成果目標を数値で明確に示すことが必要だということで、こちらのほうは資料3のページを開いていただきまして、3ページ目のところに区民・地域社会への波及効果・事業の成果ということで、赤字で示した部分がございます。その赤字の部分を新しく書き加えまして、書きもらしがないようにしてもらいたいと思います。

次に、「担当課への周知」ということで、④になります。提案を待ち受けて評価を行う課と提案を受けてから評価を行う課の、協働事業を受け入れる態勢の違いというものが問題とされていますので、こちら、4月当初の庶務担当課長会や協働推進員会議で協働事業提案制度への理解と協力を依頼していきたいと思います。

次に、(3)の「行政からの課題提起にあたって」というところになります。「課題の設定」で、①として協働が必要である意味とテーマを決定した背景について、できるだけ多くの区民に説明していくことが必要というご意見をいただいております。こちら、事業担当課が課題を提起する際の「課題設定書」というものがございます。お配りしました資料の4になりまして、協働が必要である意味とテーマを決定した背景についてわかりやすく説明をしてもらうように変更しています。青字の部分が今まで書いてあったもので、次回から赤字のように直していきたいと思います。

次に、「課題の掘り起し」として、②の協働事業の候補としてリストアップし関係団体に対し積極的に協働事業への参加を呼びかけること、行政が目指す期待値を事業計画に盛り込むことが必要というご意見をいただきました。こちら、4月当初の庶務担当課長会や協働推進員会議で、協働事業提案制度への理解と協力を求めていくとともに、積極的な課題提起を依頼してまいります。また、事業計画につきましては、事業担当課が期待していることを踏まえながら、協働事業の計画をつくるよう説明していきたいと思います。

裏面になりまして、(4) 一次審査・二次審査にあたって、というところになります。プレゼンテーションの実施方法とありまして、①は、所管部署の考えがより伝わりやすい方法の検討が必要というご意見で、こちらは、提案事業が採択された場合の担当課の事業への取り組み方については、公開プレゼンテーションに事業担当課も呼んでおりますので、その際に考え方などがわかるような質問を工夫していただくことでご対応いただきたいと思っております。

②は、より納得のいく審査ができるようにというご意見でございまして、提案団体にまず内容についてわかりやすく事業提案企画書に書き込むように説明していきます。そして、団体からの説明がもし足りないようでしたら、公開プレゼンテーションの時間を長くすることも検討していきたいと思っております。

次に、(5) その他協働事業提案制度に係る事項ということで、①の「未通過団体への対応」ですが、提案が採択されなかった場合は、協働事業提案制度以外での協働の実施という形も検討していきたいと思っております。

次に、②の「進捗状況の把握」ということですが、協働事業評価のヒアリング前に参考資料をもらうときに、進捗状況がわかるような資料を必ずつけるよう、事業担当課と実施団体に依頼していきます。

よりわかりやすい方法で公開することが必要ということにつきましては、さまざまな媒体を使って協働事業提案制度について発信するほか、今後も冊子「Let's 新宿協働」を通じて、協働事業の取り組み状況や協働の目的、将来の方向性などをわかりやすく紹介していくことを続けていきたいと思っております。

資料1については以上になります。

久塚座長 各委員からご指摘いただいた内容への対応について、事務局案をご説明いただきました。プレゼンテーションの時間というのは、もう少し長くということも考えられると。プレゼンテーションというより質疑だね。説明のほうはよいけれども、委員がどうしても聞きたいというときに途中で時間が足りなくなってしまうことがあるので、そこを少し考えて実施したほうがいいのかもわからない。

よろしいですか。具体的に対応することができるものについては、そのように取り組んでいただくことにします。

ほかにはいいですか。

宇都木委員 機会があるごとに、こういう制度があるので、皆さんがやりたいと思った

らどんどん提案していったらどうですかという呼びかけを、日ごろからそれぞれの行政の部署でやってもらったらいいのではないかと思うけれどもね。

久塚座長 やってもらったほうがいいのではないですかね。

宇都木委員 行政が市民と触れ合う場はたくさんあるでしょう。事業を通じてたくさんあるのだから、そのときにみんながこうしたらいいという提案を持っていたら、ぜひこの制度に提案してくださいと、機会あるごとに呼びかけていって。

市民団体が少し力をつけるようなことを意識してほしいですよ。1回で諦めることがないように。

久塚座長 では、2つ目の議題に入ります。2つ目は、資料の5番から7番まで。NPO活動資金助成と協働事業提案制度、両方にかかわることで、評価の目安と通過規準ということについて。

では、お願いします。まず、活動資金助成のほうから。

事務局 では、まずNPO活動資金助成の評価の目安と通過規準をご検討いただきたいと思しますので、資料のほうは5番になります。よろしくお願ひいたします。

まず、助成事業の採点方法につきましては、前回の支援会議の際に区の助成事業としての適切性というものを踏まえた上で採点を行っていただくことについてお話しいただいたのですが、合わせて今回、評価の目安の文言修正というところでご検討いただきたいと思っております。

現行の採点表による採点項目がAからEの5段階評価になっていますが、それぞれ、Aが「大いに認められる」、Bが「どちらかといえば認められる」、Cが「どちらともいえない」、Dが「どちらかといえば認められない」、Eが「認められない」となっておりまして、その項目につきまして今回改正したいと考えております。

改正案としまして、3番になります。これまでCの「どちらともいえない」というところを「どちらかといえば認められる」、Bのところを「認められる」とし、ほかのA、D、Eについては変わりありません。あくまでも通過規準、認められるというものの通過規準を意識した採点ができるような評価の目安というものを設定させていただきたいと思しました。

久塚座長 それが1つ目ですね。言い方を変えれば、多少言葉を変えたということに近いのですけれども、事務局から説明があったように、Cを代弁している言葉が「どちらともいえない」という形になっていたもので、それを通過点とするという意味で、全員がCを

つけた場合に、全員が「どちらかといえば認められる」という形で6割を取ったということに近づけるような内実を持たそうということです。

次に資料5についての説明です。よろしいですか。

関口委員 今回の変更趣旨を考えるとどうか、提案なのですけれども、今、A、B、C、D、Eの配点が10、8、6、4、0ではないですか。これ、つまり、「どちらともいえない」がこのCとDの間に入ったということで考えると、Dの配点を2点にするのはどうですか。10、8、6、2、0。間に4点が入ったのだけれども、それは入っていないということで、差を広げやすくするというか。良いのかだめなのか、より明確に差をつける。

久塚座長 具体的に言うと、この表のままでDの4点というのを2点にして、カッコの中を1点にして、0は0、というのにしてはどうかと。

関口委員 今のままでCとDが2点差しかないので、言葉の割には差がないというか。点数のほうに出きれていない感がするので、それだったら、間にどちらともいえない、隠れた意味合いの4点目があると考えて、もっと下げる。そうすれば、みんながDといえまらず通らないという気がする。

久塚座長 それぞれお考えはあるでしょうけれども、ただ、文言としては「どちらかといえば」というのはつけたままにしたいので、Dを2点でよろしいですか。

事務局 確認させていただいてよろしいですか。基準につきましては、評価の目安は、この改正案にさせていただきますして、配点のほうは、Aが10点、Bが8点、Cが6点、Dが2点、Eについては0点ということにさせていただきたいと思います。あくまでも基準を満たしたものの以上がC以上という採点でお願いさせていただきたいと思います。

もう1点、通過規準というところなのですけれども、今までですと、こちらの真ん中の表にありますけれども、1次審査がおおむね6割以上と、2次審査が6割以上ということにさせていただいておりましたが、こちらについても、今年度の助成金のほうはこのような基準にさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

各委員 はい。

久塚座長 続いて、協働事業提案制度の議論に入ります。

結論から言うと、採択されて区は実施を決定した事業は、新宿区の事業として3年間は責任を持って、協働としてやっていく際に、平均点だけで6割を取っていればそれでいいのか。あるところは0点になって、ほかのところは8点、8点、8点で平均6点取れたというようなことが考えられるわけです。

事業化が難しいというようなところ、そういうところで評価が低いものが出たけれども、ほかのところが高くなって、平均6割を超えてしまったというようなときに、悩ましいことが生じるというのが内実としてあります。

それを踏まえて、今のところで全て説明したのに近いですね。

事務局 ありがとうございます。

では、最初に資料6の評価の目安についてご覧いただきたいと思います。

こちらのほうは、NPO活動資金助成と同じ評価の目安を使っていますので、同じ理由で評価Cを「どちらかといえば認められる」、Bを「認められる」と修正することを事務局案としてお示しさせていただきます。

続けてよろしいでしょうか。資料6の下のほうになるのですが、通過規準をご覧ください。評価の目安を修正したことに伴い、協働事業提案審査の通過規準についても修正案を出させていただきたいと思います。今までは、43点を通過規準としていましたが、評価の目安の修正により、「どちらかといえば認められる」ものが平均点の42点となりました。

また、昨年の審査の際、書類だけでは見えなかったことがプレゼンテーションで見えて、1次審査と2次審査で評価が変わることもあるというご意見をいただいていたこともあり、1次審査の通過規準はこれまでより1点下げて、審査員の平均点42点以上とし、2次審査の通過規準につきましては、審査項目ごとの審査員の平均点が6割以上とすることを事務局案として提示させていただきたいと思います。

先ほど、座長からもおっしゃっていただいたのですが、区の計画事業として、3年間をかけて実施する協働事業提案というのは非常に注目度の高いものでして、1つの項目でも「どちらかといえば認められない」以下の評価があるものを最終的に通過させるのは避けたほうがよいのではないかと考えるからです。

参考までに調べてみましたところ、制度の見直し後の平成25年度から採択された全ての団体において、2次審査で審査項目ごとの平均点が6割を上回っておりました。それではご審議ください。

久塚座長 それで、資料7が各項目ですね。

質的なところなのですね。赤字で、表の中に書きましたように、「区から提起する課題」の場合、そのテーマを捉えた提案となっているか。という項目を特に入れて、自由提案の場合は、またこういうことと少し違うでしょうけれども、それを踏まえない、捉えないよ

うな形で提案が出されて、それが評価点のところでは2点しかなかった。ところが、ほかの項目と合計して委員の点数を平均すると6割を超えていた、みたいなことがあるのは困る。

事務局に過去の例を見てもらいました。過去3年間について、この基準でやったとしたら落ちてしまうようなところが出ていないのかときいたら、それはないということで確認させていただきました。

関口委員 いいのではないですか。Cが「どちらかといえば認められる」ということになった。隠れた4点がCとDの段差の中にありますので、それはやはり、だめなものだめだけれども、いいものはいいと。ただ、いいもの、「良い」の範囲にAからCまでの3段階あるということで、かえってつけやすくなったのではないですかね。

久塚座長 私も打ち合わせをするときに、先ほども助成金のところで特に言ったのだけれども、この目安A、B、C、D、Eの中に、「どちらともいえない」みたいなものがなくなったので、この段階で各委員はこの項目ではいいとか、大いにいいとつけやすくなった。それで、逆に言うと、それぞれの項目でだめだというのが出てくるのは、アウトになるということを意識化した採点方法ということになってくるのだろうという、反対から見たメリットはあるわけです。

今までのやり方と、バーが高くなったり低くなったり、実質的に変わったということではなく、どっちつかずのものを承認するのではなくて、「良い」という形のついたものを採用するということがはっきりしたということです。

では、議事を進めます。よろしいですか。

関口委員 今回、試しにやってみればいいと思うのですがけれども。来年度、運用してみた結果として、採択がゼロとかいうことになったら再検討する含みを残して。

久塚座長 今年が見直しから3年目でしょう。来年度、防災の事業が動き出して、次にまた募集をかけて、ちょうど一巡するわけだよね。そのときにどうなるのかなというようなことを考えて、第2期の3年をプログラム化するというイメージでいいのではないですか。

宇都木委員 審査するに当たっての意見交換が必要であると考えますが、いかがですか。

久塚会長 それぞれの委員の評価を拘束するというだけでは全くありませんけれども、少し意見交換の時間を取ってみたいかがでしょうか。

過去のものを見ると、どの委員がどうということではないけれども、例えば、宇都木さんが真ん中に寄るといようなお考えを持っていたとして、そうではない委員の方はおら

れるのです。極端な話をすると、満点をつけられる方もいるし、ゼロの方もおられる。少しプレゼンテーションを聞いただけで各自が全く自由に採点していく前の段階で情報共有する意味で少し、20分か30分ぐらい時間を取るといえるのはどうですか。

井下委員 意見交換をするという、そのタイミングというのはどの時点なのですか。

久塚会長 2次審査のプレゼンテーションが終わって、採点前に意見交換を行うのがよいかと思います。

井下委員 プレゼンテーションで1団体が終わればある程度点数をつけ、1団体が終われば点数をつけ、それを提出する前に意見をすり合わせする、意見交換するという事によって、採点に何か反映させられるのでしょうか。

久塚会長 意見交換をするにあたって、私これはよくないよねとか、いいよねというような発言は認められないと思う。それは採点行為を自白しただけではなくて、周りにいる委員に影響を与える可能性がある、評価に影響を与える可能性があることにつながるのであれば、あまり望ましくはない。けれども、それぞれの委員が見てわかりにくいところがあるから、それを聞くというような形での共有というのはしていいとは思いますが。

竹井委員 各委員が知らない情報を提供していただいて、情報共有することは必要だと思います。

井下委員 プレゼンテーションの前にやる方法も考えられますがどうでしょうか。

竹井委員 プレゼンテーション後でいいと思います。結局、プレゼンを聞いて、いろいろ変わる可能性もあるので、最後にいろいろ議論して。議論というか、自分にとっての解釈ですよ。そこはちょっとみんなで共有して、点数をつけるというのでいいのではないですか。

久塚会長 では、この委員会として、来年度、プレゼンテーションが終わって、採点する前にちょっと時間を取りますが、これを議論するときに、他の委員の採点を誘導するような発言をしないよう注意していただければと思います。

では、次第の3番に移りますので、事務局から説明をお願いします。

事務局 では、事務局のほうから、次第の3番の平成28年度協働推進基金NPO活動資金助成についてというところで、こちらは資料8から資料10を用いてご説明させていただきます。

まず、スケジュールの確認からになるのですが、こちらが資料8のほうになっておりまして、今年度の予定としましては基本的に昨年度実施したものと大きな変更はない予定です。

す。3月2日と7日に関口委員と伊藤委員に協働支援会議による講演会ということでお願いしております。よろしくお願いいたします。

講演会を踏まえまして、3月22日から28日の間に3回ほど説明会を設けまして、申請の期間としましては4月1日から11日までと予定させていただいております。

その後、4月に2回、協働支援会議を挟みまして、第3回の協働支援会議で1次審査、書類審査をしていただき、第4回の協働支援会議で公開プレゼンテーションという形で2次審査、最終的に6月上旬には助成事業を決定するという流れで進めさせていただきたいと思っております。来年度につきましても基本的にはこのような流れで考えておりますが、よろしいかということをご確認させていただきたいと思っております。

各委員 はい。

事務局 では、スケジュールはこのように進めさせていただきたいと思っております。

続きまして、資料9のほうは、手引きと実施要領で、今回ご確認いただきまして、確定というかたちで進めさせていただきたいと思っております。こちらにつきましても基本的にはスケジュールの変更となっております、変更する部分には網かけが入っております。

例えば、3ページに助成の流れというところがありまして、こちらに1次審査とか2次審査のスケジュールが入っておりますが、こちらのほうを先ほどの資料8の日付で塗りかえさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

合わせまして、今年度、1点だけ修正させていただいたのが、6ページの9番の助成事業実施における注意点というところです。以前からお伝えしておりましたが、支払い方法は前金払から概算払に変更ということで、領収書が必要になっておりますので、こちらの提出書類というところで①から③まで見出しを付けさせていただいて、実績報告書と、これは事業に要した費用の支払い金額が確認できる資料になっておりますけれども、支払い金額が確認できる領収書等（写し可）、従事者の勤務表、こちらの3つを修正させていただいております。

合わせまして、事業実績報告書の記載例が20ページからになっておりますが、21ページの内訳のほうに、必ず支払い金額が確認できる領収書等（写し可）を添付してくださいと、こちらの文言に修正させていただいております。

昨年度からの大きな修正はこのようになりますが、前回お出しさせていただいた手引きに、領収書の記載例などを付けていたのですが、結果的に助成決定後の団体さんに必要な書類になりますので、こちらについては資料10のNPO活動資金助成対象事業の注意点

等についてという資料がありまして、助成決定した団体さんには事務局からこちらのよう
な注意書きをお渡ししているのですが、この中に領収書の書き方や注意点を盛り込
むような形で、周知させていただきたいと思っております。

久塚座長 手引きのほうにあったもので、助成が決定した団体しか使うことがないだろ
うと思われるようなものについては、決定した団体に注書きをお渡しする形を取りたいと
いうことです。それでよろしいですか。

では、その他について。

事務局 次回の開催予定になります。第7回の協働支援会議は、3月16日水曜日の午
後2時から4時まで、本庁舎6階の第2委員会室で開催いたしますので、ご出席をよろし
くお願いいたします。

久塚座長 それでは、どうもありがとうございました。

事務局 ありがとうございました。

— 了 —